

## 補助金を受けて整備された施設・設備の財産処分について

補助金等の交付を受けて整備された施設や設備については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、本県の「補助金等の交付手続等に関する規則」、各事業の補助金交付要綱等の適用を受け、補助金交付後も適正な管理が必要となります。

○定められた処分制限期間内の財産処分は、知事及び厚生労働大臣の承認及び必要に応じて国庫等に納付（補助金の返還）が必要になります。

○財産を処分する予定の日より3か月以上前を目安に、御相談ください。

御相談先：当該整備案件の窓口であった障害者支援課（施設整備・法人指導担当）又は福祉事務所（施設整備担当）

（処分制限期間）一例

| 種類     | 構造・用途等                 |              | 処分制限期間  |
|--------|------------------------|--------------|---------|
| 建物     | 鉄筋コンクリート造              | 通所事業所        | 50年     |
|        |                        | 入所施設、グループホーム | 47年     |
|        | 木造                     | 通所事業所        | 24年     |
|        |                        | 入所施設、グループホーム | 22年     |
| 建物附属設備 | 冷暖房設備                  |              | 13年、15年 |
|        | 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 |              | 8年      |

（財産処分の種類）転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

（納付額の計算）主な計算式 納付額＝補助額×（※残存年数／処分制限期間）

※残存年数＝処分制限期間－経過年数

埼玉県福祉部障害者支援課  
施設整備・法人指導担当  
電話：048-830-3313